

規 則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十二年埼玉県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「一三、三〇〇」を「一三、五〇〇」に、「一二、四〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同表音響設備の項中「八、五〇〇」を「八、六〇〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表照明設備の項中「二〇、五〇〇」を「二〇、八〇〇」に改め、同表映像設備の項中「五四、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に、「一一、六〇〇」を「一一、〇〇〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。